

年末年始のゴミ収集のお知らせ

年末年始のゴミの収集につきましては、次のとおりとなりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

	収 集 内 容
令和 5年12月28日(木)	平 常 収 集
令和 5年12月29日(金)	(加茂地区) JR徳島線より北側・南側 三庄平坦地区・三庄山間地区・足代地区・ 三好山間地区 (燃やすごみ)
令和 5年12月30日(土) ↳ 令和 6年 1月 3日(水)	収集は休みます。(各家庭で保管してください)
令和 6年 1月 4日(木)	(加茂地区) JR徳島線より北側・南側 (燃やすごみ・ 不燃ごみ・資源ごみ) 三庄平坦地区・三庄山間地区 (燃やすごみ) 屋間地区 (燃やすごみ) 三好山間地区 (燃やすごみ)
令和 6年 1月 5日(金)	平 常 収 集

◎大型・複雑ゴミは申し込み状況により、年内の収集ができない場合があります。

(12月中に申し込み及び収集運搬手数料の納付をしていただいた場合でも、1月以降の収集にずれ込む場合があります。)

◎ゴミは指定袋に入れて、収集日の朝8時までの決められた場所に出しましょう。

★ゴミ収集の休みの期間中は、収集場所にゴミを置かないようにしてください。また、不法にゴミを捨てないよう、各家庭で収集が始まるまで保管してください。

★ゴミ収集の休みの期間前後は、出るゴミの量も増大します。各家庭でゴミの減量化・リサイクルに努めましょう。

★山間地区は、積雪・路面の凍結等により収集ができない場合がありますのでご了承ください。

◎このお知らせは年末年始の間、台所など見やすいところに貼ってください。

お問い合わせ先
東みよし町役場 環境課 (☎79-5340)

裏面も必ずお読みください

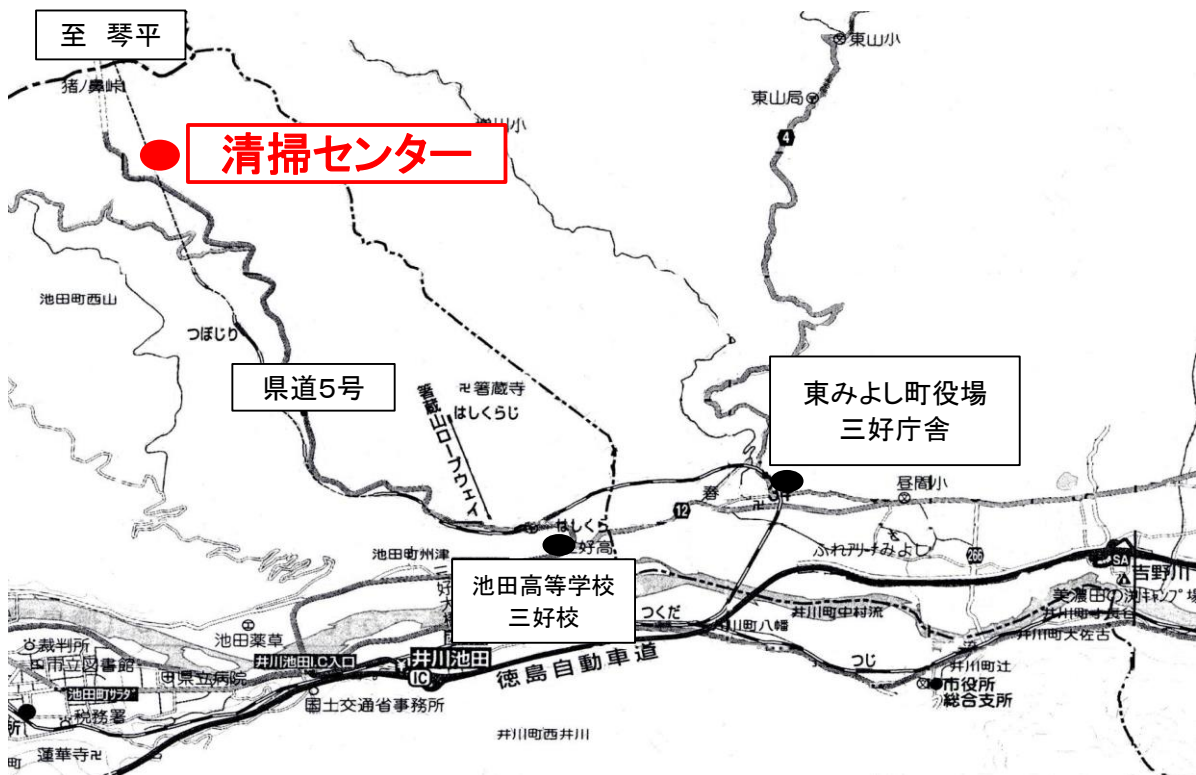
みよし広域連合 清掃センターからのお知らせ

令和5年12月29日(金)までは家庭から出るゴミをみよし広域連合清掃センターに直接持ち込むこともできますので、下記の注意事項を厳守のうえご利用ください。
(処理手数料をいただく場合があります。)

注 意 事 項

1. 持ち込みできる時間は、
午前 9時～12時
午後 1時～4時
まで。
2. センター内では必ず係員の指示に従ってください。

経 路 図



所在地 三好市池田町西山登り尾1348-67

問い合わせ先 ☎72-0006

裏面も必ずお読みください

じん肺・アスベスト労災職業病 2024年相談会

仕事の原因の病気は、早期発見と治療が必要ですが、「職業病」と気づかずに無理をして働いている人も多くいます。悩んでいる方、心配な方はご相談ください。国の労災保険で安心して治療しませんか。*じん肺健康管理手帳・石綿管理手帳をお持ちの方、ご相談ください。

日時

1月14日(日)午前9時～12時

会場

東みよし町加茂公民館

(三好郡東みよし町加茂1916-1)

じん肺・アスベスト関連疾患とは



じん肺は、体内に大量の粉じんを吸入することによって肺の内部が破壊されていく、不治の病です。毎年新たに150人前後の労働者が療養に専念しなければならない最重症のじん肺と認定されています。アスベスト粉じんによる被害も深刻です。2021年度におけるアスベスト関連疾患(肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水)による労災認定者数は1075人となっており、今やアスベスト関連疾患が最大の職業病となっています。

こんな症状や病気で苦しんでいませんか？

- セキやタンが続く
- 息苦しい
- 動悸息切れ
- 胸痛
- 風邪をひきやすくなかなか治らない
- 肺がんや中皮腫と診断された、または家族が亡くなった
- 健診で経過観察と言われ、不安に思う

けんこうろう お問い合わせは建交労まで!

事前申込は不要・秘密厳守



- ★救済制度の中身や労災申請についてご説明いたします
- ★離職後でも申請可能です

《建設アスベスト給付金制度》の詳細は裏面をご覧ください

全日本建設交運一般労働組合徳島県本部
〒770-0847 徳島市幸町3-3-7
☎088-622-4347

《西部事務所》

〒779-4701 三好郡東みよし町加茂853-3
☎0883-82-3511

平日(10:00～16:00)の相談も受けています

次のような職業病で悩んでいませんか？

振動障害



仕事で、削岩機・チェーンソー・インパクトレンチなど、振動工具を長時間・長期間に使うことで、血管・神経・骨などに障害が起きます。

- 手や腕のしびれ・痛み・冷え・こわばり
- 寒い日、手指が白くなる(レイノー現象)
- 肘が痛い、伸ばせない、まがりきらない
- 腕が痛くて夜目が覚める

騒音性難聴



騒音にさらされる現場で患する騒音性難聴も労災・職業病です。(ただし労災請求は、騒音職場を離れて5年で時効)

- 会話が聞こえにくい
- 耳鳴りで悩んでいる
- 家族にテレビの音が大きいと言われる

腰痛 職業性がん

仕事の原因と思われる腰痛で悩んでいる方。化学物質を扱う職場での体の不調や、健康被害が疑われる方、ご相談ください。



みんなで納得

運転寿命の延伸に向けて...

参加無料

日時

令和6年1月19日(金)

13:30~15:00



参加申し込み
が必要です。

(裏面をご覧ください)

場所

東みよし町役場 多目的ホール

(三好郡東みよし町加茂3360番地)

講師

岩佐 英志 氏

- ・認定作業療法士
- ・停止車両評価チーフインストラクター



高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の免許保有者は増加しており、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっています。

認知症について学び、認知症予防や自動車運転について考えてみませんか？

この機会にぜひ、ご参加下さい。



【お問い合わせ】

東みよし町地域包括支援センター

〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町昼間3673-1

Tel 0883-76-5580

Fax 0883-76-5581

令和5年度 認知症予防講演会

参加申込書

東みよし町地域包括支援センター 行

(Fax: 0883-76-5581)



氏名	住所	連絡先
様		
様		
様		
様		
様		

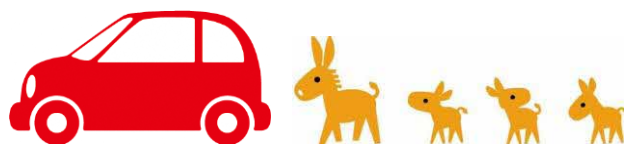
※ 12月28日(木)までにご連絡くださいますようお願い致します。

【お問い合わせ】

東みよし町地域包括支援センター

〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町昼間3673-1

電話 : 0883-76-5580 Fax : 0883-76-5581



あなたは狙われています！！

役場の職員を名乗る人物
から電話があった。

『還付金が3万2千円あります。
今日中に手続きをする必要があるので、今すぐATMへ行ってください。』

今日中に行かないと
もらえないなんて、
急いで、ATMへ
いかなきゃ！



「ATMで還付金が受け取れる」というのは詐欺です。

役場や税務署職員は還付金のこと
でATMへ行ってとは、絶対に言いません!!

金融機関の行員を名乗る人物
から電話があった。

『あなたのカードが犯罪に利用されてます。
新しくする必要があるのでカードを預かります。
暗証番号を教えてください。』

大変なことになったわ！
早くカードを新しいものに替えてもらわなくちゃ!!



「カードを預かる」というのは詐欺です。

金融機関や警察、役場の人
が、カードをご自宅に取りに行ったり、暗証番号を聞くことは絶対にありません!!

証券会社の社員を名乗る人物
から電話があった。

『あなただけに、特別に、必ずもうかる投資について、教えます。元本は保証されます。』

そんなに、必ずもうかるのなら、
預金を増やして、安心して老後を過ごしたいわ！



「必ずもうかる」というのは詐欺です。

投資にはリスクが伴います。「元本保証」「リスクゼロ」などのうまい話には注意しましょう!!

**困った時は
すぐ相談！**

みよし消費生活センター
72-7188

平日 月～金 9時～12時 13時～16時

三好警察署

72-0110

電話勧誘は、迷惑電話防止機能付き電話で撃退！！

※防犯対策電話機器の購入経費の2分の1(上限1万円)申請受付中

【問い合わせ先】
産業課 79-5345まで

消費者被害にお気をつけください。



相談

【高齢者の消費者被害の特徴】



・ 被害に遭っていることに気が付きにくい

優しい言葉で誘う営業マンを信じてしまい、自分が悪質商法の被害に遭っているということを認識していない場合があります。また、被害に気付かないことから、契約を繰り返して被害が深刻化することがあります。さらに、被害に遭ったと思っても、恥ずかしく思ったり、家族に迷惑をかけたくない、自分自身を責めて周りに相談しない、一人暮らしで相談する相手がいないなど、被害が表面化しにくく、周囲が気付くのが遅れることもあります。

・ 悪質事業者が狙う高齢者の「お金」「健康」「孤独」の3つの不安

老後の資金を少しでも増やしたい、いつまでも健康でいたい、話し相手がいなくさびしいといった3つの不安に対して、悪質事業者は話し相手になるなど、親切にして信用させて大切な財産を狙っています。

高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック(消費者庁)
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/pdf/local_cooperation_cms205_200420_05.pdf)を加工して作成

「おかしいな」と思ったり、不安に感じた時には早めにご相談ください。

認知症などにより判断能力が不十分な方は、財産や日常の金銭の管理を自分自身で行うことが難しい場合があります。そのため、自分に不利益な契約であっても、判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

〈成年後見制度〉

法定後見制度…判断能力が不十分な方に対して後見人等を選任する。判断能力の程度や本人の事情に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、本人の代理人として契約をしたり、本人が成年後見人等の同意を得ずにした契約を後から取り消したりすることができます。

任意後見制度…判断能力があるうちに、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうのか任意後見人を決めておく制度です。

お気軽に
ご相談
ください

地域包括支援センター

東みよし町地域包括支援センター

〒771-2501

三好郡東みよし町屋間3673-1(三好庁舎2階)

電話：0883-76-5580

